

新型コロナウイルス 感染症対策情報

| vol.6 |

広報こおり号外

桑折町新型コロナウイルス
感染症対策本部発行

令和2年

6月3日号

町長メッセージ

町民の皆さま、事業者の皆さまへ

令和2年5月25日、政府は、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）および北海道について特措法に基づく緊急事態宣言を解除し、すべての都道府県において緊急事態宣言が解除されました。

本町においては、これまで1名の感染者も出ることなく今日に至りました。これは、町民の皆さま、事業者の皆さまのご理解、ご協力の賜物と感謝しています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は未だ収束せず、再び感染が拡大する恐れもあることから、引き続き「3密の防止」を継続していただくとともに、「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」「人と人との距離の確保」など『新しい生活様式』の定着を図り、感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

また、6月1日から、県をまたぐ移動は可能となりますが、1都3県および北海道との不要不急の往来は、6月18日までの間、できるだけ控えていただくようお願いいたします。

幼稚園、小学校、中学校については、5月20日から通常授業を再開しています。小学校、中学校におけるこれまでの休業期間の授業日数の確保については、今後の状況を見ながら、適切な措置を検討していきます。

町関連施設については、施設ごとに感染予防対策を講じた上で順次開設していますが、各種イベントを開催する場合には、町の対応方針に基づき十分な感染予防対策を行った上で実施していただきますようお願いいたします。

各事業者の皆さまにおかれましては、大変厳しい状況下ではありますが、引き続き業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインなどに基づいた感染予防対策の徹底をお願いいたします。

新型コロナウイルスとの戦いは、長期戦を覚悟しなければならず、これからさらなる感染予防と社会経済活動を両立させていく新たなステージに移ります。新型コロナウイルスに負けないよう、感染予防も社会経済活動も積極的に行っていくという思いを込め、本町の新型コロナウイルス感染症対応方針を「COVID-19 アクションポリシー」～感染予防も社会経済活動も積極的に～と名付けました。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、生活や事業継続が大変厳しい状況にありますが、本町としては、スピード感をもって必要な支援をしっかり行い、町民の皆さま、事業者の皆さまに安心をお届けしたいと考えていますので、引き続きご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

最後に皆さまにおかれましては、ご自身と大切な人の健康と命を守り、さらには医療現場の負担を減らすため、引き続き感染拡大防止のための行動に取り組みいただきますようお願い申し上げます。

令和2年5月29日

桑折町新型コロナウイルス感染症対策本部長

桑折町長 高橋 宣博

町の対応方針「COVID-19 アクションポリシー」

～ 感染予防も社会経済活動も積極的に ～

■外出自粛の段階的緩和

時 期	外出自粛	
	県をまたぐ移動など	観光
① 6月1日 ～ 6月18日	○ 5月25日に緊急事態宣言が解除された北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川との不要不急の往来はできるだけ控える。	県外からの観光客の呼び込みは控え、県内観光から取り組む。 観光地において、人と人との間隔を確保する。
② 6月19日 ～ 7月9日	○	○ 県外からの観光客の呼び込みを実施する。 観光地で、人と人との間隔を確保する。
③ 7月10日 ～ 7月31日		

※「新しい生活様式」に基づいて行動しましょう。手指消毒やマスク着用、発熱などの症状がある者は外出を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続をお願いします。

■イベント開催制限の段階的緩和

時 期	コンサートなど	展示会など	お祭り・野外フェスなど	
			全国・広域的	地域の行事
① 6月1日 ～ 6月18日	○ 【100人または収容定員の50%（屋外200人）】	○	×	○
② 6月19日 ～ 7月9日	○ 【1000人または収容定員の50%】	○		例）町内会の祭りや盆踊りなど
③ 7月10日 ～ 7月31日	○ 【5000人または収容定員の50%】	○		

※人数の目安は、どちらか小さいほうを限度にしてください。ほかの場合も同様です。

※密閉空間で大声を発するものや、人との間隔を十分に確保（できれば2m）できないものなどは、慎重に対応してください。間隔にも注意をしましょう。

※入場制限などにより、人との間隔を十分確保できないものは慎重に対応してください。

【地域の祭りなどの行事に関わる対応】

- ・地域で行われる盆踊りなど、参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止策を講じましょう。
- ・広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討してください。

【イベントなどの開催にあたり重要な留意点】

- ・各段階における上限人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意しましょう。（例：密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、近接した距離での会話などが想定されるようなイベントなど）
- ・イベントの主催者などは、参加者の名簿を作成して連絡先などを把握しておくことや、国が導入を検討している接触確認アプリの活用を検討するなどの対応をお願いします。

■飲食店や施設などの利用について

- ・飲食店に加え、カラオケやスポーツジムなどの自粛要請されていた施設も、感染拡大防止対策が徹底され、一定の安全性が確保できると考えられる業種については、6月1日から外出自粛の対象外とします。
- ・接待を伴う飲食業やライブハウスなどについては、業種別感染拡大ガイドラインに沿った対策が徹底されるまで、引き続き外出を控えてください。

献上桃の郷「コロナに打ち勝つ！」地域経済活性化商品券発行事業

町民全員に 5 千円分の商品券を配布します

町では、新型コロナウイルスによる影響を受けている町民および町内事業者の皆さんを支援し、地域経済を活性化させることを目的として、町内でのみ使用可能な商品券を全町民に配布する事業を実施します。

■対象者 基準日（令和 2 年 6 月 1 日）において、本町の住民基本台帳に記載されている人

※届け出が間に合わない場合でも 6 月 1 日までに生まれた、転入した人は対象となります。詳しくは問い合わせください。

■配布内容 対象者 1 人あたり 5,000 円分の商品券（1,000 円券× 5 枚）

■配布方法 各世帯の世帯主宛てに世帯構成員全員分を郵送にて送付

■商品券発送予定日 令和 2 年 6 月中旬

※到着まで時間にバラつきが生じる場合があります。

■商品券使用可能期間 6 月 20 日（土）～ 8 月 31 日（月）

■使用可能店舗

町内事業者のうち申請のあった事業者

※現在募集中のため、詳細は商品券発行の際にお知らせします。

■DV などの被害者に対する対応について

配偶者からの暴力を理由に避難しているなど、やむを得ない事情により商品券送付の差止めや個別での送付を希望される場合は申し出を行うことができます。

6 月 11 日（土）まで下記へ問い合わせください。

◇商品券取扱店募集◇

商品券で買い物ができる店舗や事業所を募集しています。参加申込書は商工会、役場産業振興課で配布しています。6 月 5 日（金）までに申し込まれた事業者は商品券発送時に同封するチラシに掲載されます。それ以降も応募は随時受け付けます。

〒産業振興課 商工観光推進室 ☎ 582-2126

献上桃の郷 新型コロナウイルス緊急支援対策事業

桑折町事業継続支援給付金（最大 10 万円）

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業継続に支障が生じている町内事業者に対して、企業活動の継続および雇用維持のための支援金を給付します。

■給付条件

- ①桑折町内に事業所を有し、基準日現在で事業を営んでいる法人または個人事業主で町税の滞納がない者
- ・基準日 令和 2 年 5 月 1 日
 - ・対象事業者 小規模企業者および小規模事業者

業 種	常時使用する従業員
製造業・建設業・運輸業・その他	20 人以下
卸売業・サービス業・小売業	5 人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20 人以下

※常時使用する従業員には、会社役員、個人事業主本人および同居の家族（無給）などは含まれません。

②新型コロナウイルスの影響により経営が悪化していること

・令和 2 年 3 月、4 月または 5 月のいずれか 1 か月の売上高と、前年同月の売上高を比較し売上減少率が 20%以上であること。

※創業後 1 年未満で、前年同月の売上高がない人へは、緩和要件があります。詳しくは問い合わせください。

③給付額について

- ・売上減少率が 20%以上 30%未満…5 万円
- ・売上減少率が 30%以上…10 万円

■申請方法・問い合わせ

- ・申請期限 7 月 31 日（金）まで
- ・申請書 町ホームページからダウンロードできるほか、桑折町商工会、桑折町産業振興課商工観光推進室の窓口で配布しています。

・申請方法

▼郵送の場合は下記までお送りください。

〒969-1692 桑折町字東大隅 18 番地
産業振興課 商工観光推進室 宛



▼持参の場合は、下記窓口で受け付けます。

- ・商工会加盟事業者は商工会（☎ 582-2474）へ申請。
- ・商工会加盟事業者以外は、役場 産業振興課 商工観光推進室（☎ 582-2126）へ申請。

～ 休日相談窓口 ～

給付金申請、融資関係などの相談窓口を開設します。

■日時 6 月 6 日（土）、7 日（日） 9:00 ～ 17:00

■場所 役場 産業振興課

桑折町商工会からのお知らせ

◆新型コロナウイルス感染症に係る経営相談および支援窓口を設置しています 関連する給付金・補助金・各種制度の申請、活用なども支援します

商工会では、新型コロナウイルス感染症に係る特別経営相談窓口を設置して、影響を受ける事業所を対象に、会員・非会員問わず、無料で相談および支援を行っています。もちろん、新型コロナウイルスに関連していない相談にも応じます。予約制となっていますので、事前にご連絡の上、活用ください。相談内容については、秘密厳守としていますのでご安心ください。

■相談内容の例

- ・国や県の給付金や協力金の申請方法が難しいので、支援してほしい。
- ・資金繰りについて融資制度を活用したい。
- ・従業員雇用を維持するため、雇用調整助成金を活用したい。

- ・補助金を活用して新たな事業を行いたい。
- ・どんな対策を行ったら良いかわからないので相談したい。など さまざまな相談に応じます。

■相談・支援に関して

- ・対象 町内に所在のある中小・小規模事業者（会員・非会員問わず）
- ・日時 個別相談および支援は随時行っています。（ただし、土日祝日を除く 8:30～17:00）

相談 1 回の所要時間目安 30 分～1 時間程度
（何度でも相談可能です。）

- ・場所 町商工会館（本町 17-5）
（福島信用金庫 桑折支店様の南隣の建物）

■費用 無料

◆飲食店応援前払利用券発行支援事業 ～県・商工会・商工会議所・3者連携事業～ 「がんばる地元（おらほ）の飲食店応援（エール）券」参加店を募集中！

このたび、新型コロナウイルス感染の影響に鑑み、福島県・商工会・商工会議所の3者連携により、県内（町内）の飲食店を応援する事業として「飲食店応援前払利用券発行支援事業」がスタートします。

参加募集をする飲食店は、会員・非会員は問わず募集します。

■事業概要

飲食店の利用が大幅に落ち込んでいることから、県が発行するプレミアム付き前払利用券を各飲食店店頭で販売することにより、即座の現金収入の確保と飲食店の利用促進を図ることを目的として実施します。消費者は飲食店で使用できる前払利用券を購入することでお得にサービスの提供を受けられるとともに、地域の飲食店を応援します。

■事業名称 「がんばる地元の飲食店応援券」

■取扱要件 下記のすべての要件を満たすもの （会員・非会員問いません）

- ・県内（町内）で飲食業を営む個人事業主および法人事業者

※法人事業者は中小企業者または小規模企業者

- ・暴力団・暴力団員などが営業に関与しない事業者
- ・その他、公的な支援を行うことが適当であると認められる事業者

■販売上限枚数・販売額など

前払利用券取扱店は一枚単位で利用者に（消費者）に販売（販売金額は 1,000/枚）。

- ・個人事業主…900 枚を上限
利用券額面 1,200/枚（プレミアム率 20%）
- ・法人事業者…1,800 枚を上限
利用券額面 1,100/枚（プレミアム率 10%）

■参加方法 7月31日迄【厳守】

必要書類を準備の上、商工会まで申し込んでください。
【必要書類】参加申込書、飲食店営業許可の写し、前年の確定申告書の写し、通帳の写し

■参加費 無料

◆創業をお考えの方を商工会がバックアップします！

町内で創業を考えているが、何を準備すれば良いかわからない、届出は何があるの？など、経営に関する知識や準備すべきこと、創業後の事業実施まで、商工会と一緒に支援します。相談・支援は原則無料です。

また、創業に伴い活用できる補助制度や融資制度などもあります。それらの活用に関しても提案します。
気軽にご相談ください。

固桑折町商工会 ☎ 582-2474

【ホームページ】URL : <https://koori-shoukoukai.jimdo.com/> （「桑折町商工会」で検索）

特別定額給付金申請手続きはお早めに

郵送またはオンラインでの申請を受付中です

町では、5月1日缶から、マイナンバーカードを利用したオンライン申請の受付を開始しました。また、郵送申請用の申請用紙を、世帯主宛に5月10日缶に発送しました。申請用紙がまだ届いていない場合は、下記へご連絡ください。

■郵送申請の注意点

- ・同封の記入例やQ&Aをご確認ください。記入漏れや確認書類の添付漏れなど不備があると、給付が遅れることがあります。
- ※申請書類に不備がある場合は、町から申請書に記載された電話番号に連絡しています。町からの着信の際は「☎ 582-2112」または「☎ 582-2111」が表示されます。不足書類提出のお願いをすることがありますが、電話で口座番号や暗証番号など、個人情報等を伺うことはありません。

給付金の振り込みについて

給付金については、申請書が役場に届いてから1週間以内に、申請された金融機関口座へ振り込みます。オンライン申請は5月11日缶から、郵送申請は5月15日缶から順次振り込みを開始しました。振込通知書を送付しますので、ご確認ください。

※口座への入金を確認してから、振込通知書を発送しますので、通知書は振込後の到着となります。

職員が申請のお手伝いをします

身体が不自由などで外出が難しい、コピーを取る方法がわからない、申請書の書き方に不安があるなどありましたら、職員が申請のお手伝いをしますので、下記へご連絡ください。

固特別定額給付金事業 桑折町専用電話
☎ 582-2112 (平日 8:30 ~ 17:15)

国民健康保険税・介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少し、一定の基準を満たした世帯または第一号被保険者に対し、申請により国民健康保険税・介護保険料の減免を受けることができます。

国民健康保険税

■対象世帯および割合について

- ①、②のいずれかに該当する世帯が対象
- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯【全部】
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入など（事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入）が前年（平成31年）の事業収入などの額の10分の3以上（保険金、損害賠償金などにより補填されるべき金額を除く）減少し、前年（平成31年）の合計所得金額が1,000万円以下である人（※当該合計所得金額のうち事業収入など以外の所得が400万円を超える場合を除く。）【前年の合計所得額に応じて10分の2から全部】

※事業などの廃止や失業の場合【全部】

■減免の対象となる税額

平成31年度（令和元年度）および令和2年度の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されたもの

介護保険料

■対象世帯および割合について

- ①、②のいずれかに該当する第一号被保険者が対象
- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷害を負った第一号被保険者【全部】
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入など（事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入）の減少が前年（平成31年）の事業収入などの額の10分の3以上（保険金、損害賠償金などにより補填されるべき金額を除く）減少し、前年（平成31年）の合計所得額が400万円以下である人。【前年の合計所得額に応じて10分の8または全部】

※事業などの廃止や失業の場合【全部】

■減免の対象となる保険料

平成31年度（令和元年度）および令和2年度の介護保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されたもの

国民健康保険税・介護保険料 共通事項

■申請受付について

令和2年度分については、「国民健康保険税納税通知書」・「介護保険料納入通知書」が7月中旬に送付予定のため、受付は7月中旬以降の予定です。申請方法などについては、問い合わせください。

■問い合わせ

【国民健康保険税】

税務住民課 課税係 ☎ 582-2114

【介護保険料】

健康福祉課 介護保険係 ☎ 582-1134

子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給している世帯に対する給付金が支給されます。対象となる人には5月下旬にお知らせを送付し、6月5日の児童手当支給日に同じ口座に振り込みます。なお、6月5日付けで振り込み通知を送付しますので、合わせて確認してください。

■受給権者

令和2年3月31日において桑折町に住所を有し、同年4月分の児童手当を受給する保護者
※特例給付の受給者（所得制限限度額超過で月額5,000円となっている人）を除きます。

■対象児童

令和2年4月分の児童手当の対象となる児童
※同年3月分の児童手当対象となる児童であれば、4月から新高校1年生になった場合も対象となります。

■給付額 対象児童1人につき1万円

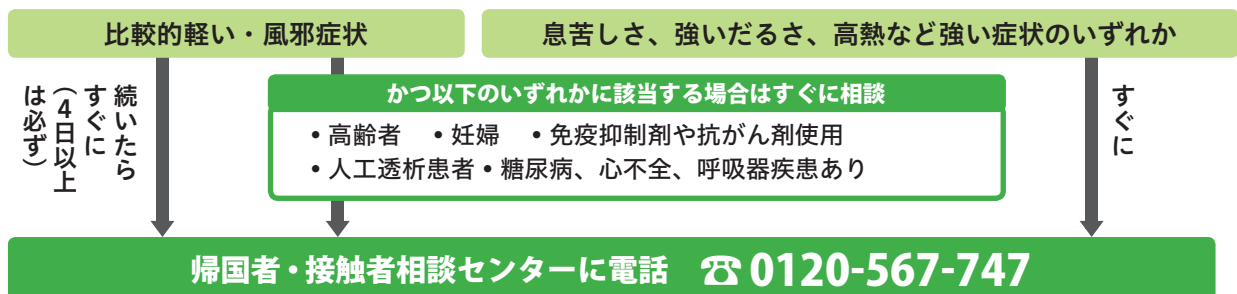


公務員の人は、勤務先から申請書を受け取り、児童手当受給状況の証明を受けた後に、9月30日頃まで、健康福祉課 子育て支援係（保健福祉センター「やすらぎ園」内）に提出してください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力、郵送による申請をお願いします。郵送料は自己負担となります。

健康福祉課 子育て支援係 ☎ 582-1133

帰国者・接触者相談センターへの相談・受診目安



※お子さまの場合は、まずかかりつけ小児科医に電話することが望ましいです。

町ホームページやSNS、メルマガなどもご確認ください

町公式ホームページや町公式ツイッター、メール配信サービス「こおりメルマガ」では、随時新型コロナウイルス感染症に関する最新情報を発信しています。

ホームページでは、「町長メッセージ」「特別定額給付金について」「事業所のみなさまへ」「教育・子育てに関すること」「相談窓口」「施設・イベント情報」「感染予防対策」など、内容別に分けて、情報を見つけやすいように掲載しています。

健康総合政策課 広報広聴係 ☎ 582-2115



▶ ホームページ
<https://www.town.koori.fukushima.jp/>



▶ ツイッター
https://twitter.com/koori_official



▶ こおりメルマガ
<https://www.town.koori.fukushima.jp/soshiki/seisaki/3/7862.html>

